

目 次

Executive Summary	1
1. オーストラリアの概要.....	3
(1) 国名と公用語	3
(2) 地理、首都および人口.....	3
(3) 宗教、教育.....	3
(4) 歴史と統治.....	4
(5) 政治と行政組織.....	4
2. オーストラリア司法体系.....	5
【オーストラリア連邦憲法】	5
(1) 全体像	5
(2) 連邦裁判所体系.....	5
(3) 州および地域（"State and Territory"）裁判所体系.....	6
3. オーストラリアの製造物責任法と制度.....	7
(1) 賠償責任体系	7
(2) 因果関係.....	9
(3) 抗弁と既判力	10
(4) 裁判手続.....	12
(5) 時効.....	14
(6) 法的救済.....	15
(7) 訴訟費用等.....	16
(8) PL 保険.....	17
4. オーストラリアの製品事故報告・公表、リコールに関わる法と制度.....	18
(1) 根拠法	18
(2) トレーサビリティやリコールの規定.....	20
(3) 不遵守の場合の罰則	20
(4) 欠陥発見時または製品事故発生時の報告	25
(5) 通知方法と期間.....	26
(6) 報告先	26
(7) 報告項目	26
(8) 監督官庁の報告要求権限	27
(9) 報告不履行の場合の罰則	27
(10) 情報の守秘	27
(11) 報告の刑事訴追における証拠採用	27
(12) リコール実施の基準	27
(13) 製品欠陥や製品危害に関わる消費者、関係者への警告	28
(15) 通知媒体	29

(16) リコール期間に関する法、規制、規則	30
(17) リコール製品に関する修理、交換等	30
(18) リコール不実施の場合の罰則	30
(19) リコールの強制	31
(20) 製品危険にかかる警告	31
(21) 事業者がリコールを実施しない場合の代替リコール	31
(22) 代替リコール費用の回収	32
(23) 監督官庁裁定への抗告	32
(24) リコール通知、公告等は民事裁判で責任の受認と見做されるか？	33
(25) 調査や対策等に関する内部連絡は民事訴訟で証拠開示の対象となるか？	33
(26) リコール保険	33
5. オーストラリアにおける PL 訴訟、リコールの現状	34
(1) PL 訴訟の現状	34
(2) 報告とリコールの現状	41
6. 結び	46
(1) 製造物責任	46
(2) 報告とリコール	46

卷末 : [参考 URL](#)

[参考資料](#)